

いじめ防止対策基本方針

福島市立森合小学校

1 いじめ等問題行動に対する基本方針

いじめは「どの子にも、どの学級にも起こり得る」「人をいじめることは、人間として絶対に許されない」「だれも被害者にも加害者にもなりうる」と考えることを基本とする。日常面で把握したことは、軽微な事と考えず、深刻ないじめへと発展する可能性があることと捉え、絶えず子どもの変化を見逃さないように全職員で情報を共有し、未然防止を図るとともに早期発見・対応をする。

2 いじめの定義

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等、当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う、心理面または物理的な影響を与える行為（インターネット等を通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているもの。

3 いじめ防止等の取組

(1) いじめ未然防止

- ① 支持的風土に満ちた（信頼関係で結ばれた 安心して活動できる・良いことや楽しいことを共感できる）学級作りを推進する。
- ② 「わかる授業」を展開し、成就感・自己有用感を高める。
- ③ 人と人との絆を考え、心の発達を図る道徳教育を推進する。
- ④ 心身ともに健康で安全な生活を送るために、放射線に関する基礎的な知識についての理解を深め、児童自ら考え、判断し、行動する力を育成するための放射線教育を行う。
- ⑤ 児童の発達段階に応じて、自然体験活動、集団宿泊活動、ボランティア活動、交流活動を行うことにより、思いやりの心や規範意識を育成する。
- ⑥ スクールカウンセラーによる教育相談等により、児童・保護者の悩みに対応できる相談支援体制を整備する。
- ⑦ 児童・保護者に対して、情報モラルや情報リテラシーに関する現状や対策についての周知を図る。

(2) いじめの早期発見

- ① ささいな兆候であってもいじめではないかとの疑いをもって、早い段階からの的確に関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめの認知に努める。
- ② 定期的に児童から直接話を聴く教育相談の機会を設定するとともに、校内の教育相談体制を見直し・充実を図る。
- ③ 生徒指導委員会による「いじめアンケート調査（心の連絡カード）」を年3回実施する。

(3) いじめの早期対応

- ① 「人をいじめることは、人間として絶対に許されない」という毅然とした態度で指導にあたる。
- ② 被害児童には、「一人ではない、教師や友だちが守ってくれる」という安心感をもってもらうとともに、辛かった気持ちを共感的に受け止めながら、事実関係を聴く。
- ③ 加害児童には、言い分を十分聴いた上で自らの行為に向き合わせるようにし、被害者の気持ちに気づかせるように指導する。
- ④ 傍観者には、加害者の行為と同じか、それ以上の思いをさせていることに気づかせるように指導する。
- ⑤ いじめの事実関係について、被害者と加害者の言い分が合うように十分な聞き取りを行う。
- ⑥ 事実確認が整理できた時点で、被害者の保護者及び加害者の保護者に報告するとともに、被害児童及び保護者に対して、学校としての解決に向けた取り組みを伝える。
- ⑦ 保護者同席のもとで学校で謝罪の場を設定し、学校と保護者の共通理解のもとで再発防止に努める。

※ いじめが一定の限度を超えていると判断したときは、教育委員会と相談のもと、出席停止の検討をしたり、関係機関の協力を求めたりする。

- ⑧ 被害児童が安心して学校生活が送れているか等について定期的に聴く場を設け、被害児童を見守っていく。
- ⑨ 加害児童には、目標をもった充実した学校生活を送れるよう保護者と連携しながら支援を行う。

(4) 取組内容の点検・評価

いじめ防止等について、取組状況や達成状況を学校評価等を利用して確認するとともに、「いじめ対策委員会」を中心に基本方針を点検し、必要に応じ見直しを図る。

(5) 重大事態への対処

重大事態が発生した際、「重大事態への対応フロー図」をもとに、直ちに適切な対処を行う。

4 いじめ対策委員会

「いじめ対策委員会」を設置し、学校が組織的にいじめ問題に取り組むにあたって中心となる役割を担う。

- ・ いじめの未然防止について協議し、方策や対策を決定する。
- ・ いじめの相談、通報の窓口となる。
- ・ 児童の問題行動に関わる情報の収集と記録、共有を行う。
- ・ 基本方針の点検と見直しを行う。
- ・ いじめが発覚したときの調査・報告を行う。

(1) 委員会の構成メンバー

校長 教頭 生徒指導委員会のメンバー (教務主任 学年主任 生徒指導主事 特別支援コーディネーター 養護教諭 清掃指導主任)

(2) 取組計画

学 期	取 り 組 み
1 学 期	○いじめ等問題行動に対する基本方針の確認【4月】 ○いじめ未然防止への取り組み内容の検討【4月】 ○教育相談体制の確認と取り組み内容の検討【5月】 ○「いじめアンケート(心の連絡カード)①」の実施と情報交換・対応【6月】 ○ カウンセリング週間【6月】 ○1学期の取り組みの反省と2学期以降の取り組みの検討【7月】
2 学 期	○「いじめアンケート(心の連絡カード)②」の実施と情報交換・対応【11月】 ○カウンセリング週間【11月】 ○2学期の取り組みの反省と3学期以降の取り組みの検討【12月】
3 学 期	○「いじめアンケート(心の連絡カード)③」の実施と情報交換・対応【2月】 ○カウンセリング週間【2月】 ○1年間の取り組みの反省【2月】 ○基本方針の点検と見直し【2月】